

■はじめに

・国土強靱化基本法に基づき、国及び群馬県では「国土強靱化基本計画」、「群馬県国土強靱化地域計画」をそれぞれ策定し、国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

・本市では、令和元年度に発生した6月22日豪雨や台風第19号によって、河川の増水や中小河川の溢水、土砂災害等が生じるなど、災害に強いまちづくりを推進するための計画の必要性が改めて確認されました。

・こうした状況を踏まえ、市政全般にわたる対策をハードとソフトの両面から位置づけ、総合的かつ計画的に強靱な地域づくりを進める「前橋市国土強靱化地域計画」を策定することとしました。



○計画の位置付け

計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本市における強靱化に関する施策を推進するための指針となる計画として策定します。

○計画期間

計画は、令和2年度を始期とします。
国基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靱化に関する施策の進捗状況等を踏まえながら、毎年度の進行管理とともに必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

■強靱化の基本的な考え方

本市の強靱化を推進するに当たり、国土強靱化基本法、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、4つの「基本目標」及び基本目標を達成するための6つの「事前に備えるべき目標」をそれぞれ設定します。また、計画は、以下の方針に沿って推進します。

○基本目標(4目標)

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

○事前に備えるべき目標(6目標)

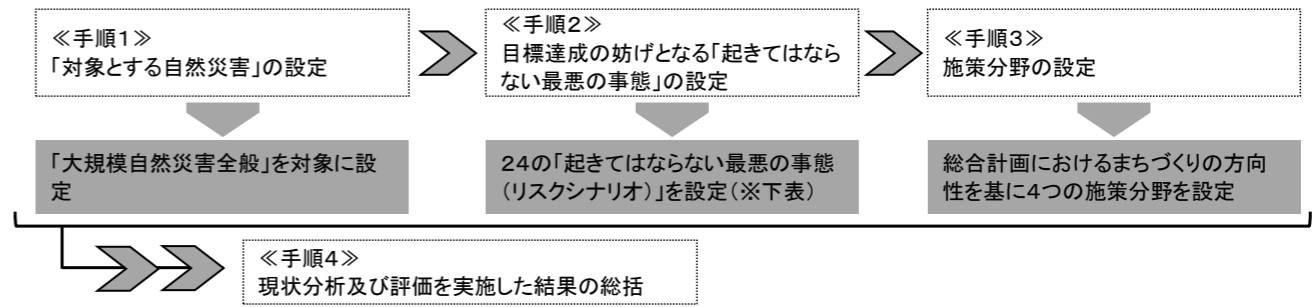
- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 関係機関と協力し、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク、情報通信等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

○基本方針

- ① **基本姿勢**
 - ・社会構造の変化や経済情勢の変化を踏まえて施策を推進する。
 - ・長期的な視野を持ち、計画的に施策を推進する。
 - ・本市の経済社会システムが持っている潜在力等の強化を目指す。
- ② **適切な施策の組み合わせ**
 - ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることで施策を推進する。
 - ・「自助」、「共助」及び「公助」が一体となった防災・減災対策を進める。
 - ・平時にも有効に活用される対策となるよう施策を工夫して推進する。
- ③ **効率的な施策の推進**
 - ・選択と集中による施策の重点化を図る。
 - ・既存の社会資本を有効活用し、費用を縮減しながら施策を推進する。
 - ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
 - ・国及び県の施策や民間事業者等との連携や協働を視野に入れる。
- ④ **地域の特性に応じた施策の推進**
 - ・人のつながりやコミュニティ機能の向上を図る。
 - ・強靱化を推進する地域の担い手が活動できる環境整備に努める。
 - ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に配慮して施策を推進する。

■脆弱性評価

○評価の考え方(以下の手順により評価を実施)



○「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

目標1: あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1	大規模地震に伴う、住宅・建物・施設等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
5	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による二次災害の発生
目標2: 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
4	被災地における感染症等の同時発生
5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標3: 必要不可欠な行政機能は確保する	
1	市職員及び庁舎施設等の被災による行政機能の大幅な低下
目標4: 経済活動を機能不全に陥らせない	
1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
2	食料等の安定供給の停滞
3	農地・森林等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
目標5: 関係機関と協力し、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク、情報通信等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期間にわたる機能の停止
2	上下水道等の長期間にわたる供給停止
3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
4	基幹交通から地域交通網まで、交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
5	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標6: 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
2	復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
3	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○現状分析及び評価を実施した結果の総括

- ① **ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる施策の推進が必要**
- ② **自助・共助の充実が必要**
 - ・行政による「公助」だけでなく、市民や各地域、事業者による「自助」「共助」がそれぞれの役割を適切に果たす必要がある。
- ③ **横断的な取組みと多様な主体との連携が必要**
 - ・全庁横断的に取組を推進する必要がある。
 - ・市民や民間事業者との連携・協力、関係機関との情報共有・連携強化を図り、役割に応じた取組を相互に進める必要がある。

施策の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに53の施策を整理しました。分野ごとの位置付けは下記のとおりです。それぞれの施策の推進方針は、部局を超えて相互に関連するべき事項を含むため、庁内関係部局が連携を図りながら、実行性や効率性が確保されるよう努めます。

分野1:教育・人づくり【7施策】

・火災予防対策の推進

《主な個別事業:防火対象物査察、避難行動要支援者制度登録者防火訪問》

・防災啓発・防災教育の推進

《主な施策の推進方針:市民への防災知識の普及、防災教育の充実》

・防災訓練の充実

《主な施策の推進方針:市防災訓練の充実、関係機関と連携した防災訓練の実施》

・災害ボランティア受入体制の整備

・民間事業者との連携

《主な施策の推進方針:災害時支援の充実》

・地域コミュニティ力の強化

・地域防災力の向上

《主な個別事業:自主防災活動促進事業》



分野2:健康・福祉【6施策】

・要配慮者対策

《主な施策の推進方針:避難行動要支援者制度、要配慮者利用施設の避難確保》

・外国人対策

・社会福祉施設等の整備

・災害時医療体制の整備

《主な個別事業:災害医療保健対策訓練の実施》

・福祉避難所運営体制の整備

《主な施策の推進方針:福祉避難所の体制整備》

・感染症等予防対策

《主な施策の推進方針:避難所環境の確保、医療関係団体との連携》

分野3:産業振興【5施策】

・業務継続計画(民間事業者)の策定促進

・農業生産基盤の整備

・地域農業の担い手の確保・育成

《主な個別事業:新規就農者対策事業、農業参入促進事業、美しい森林づくり基盤整備》

・農業水利施設の老朽化対策

《主な個別事業:農業水路等長寿命化・防災減災事業》

・地域コミュニティ機能の維持・発揮

(農地・農業用施設の維持・保全)

分野4:都市基盤【35施策】

・住宅・建築物等の耐震化

・被災建築物・被災宅地の応急危険度判定体制の整備

・避難路等の整備

・空き家対策

・都市基盤整備の推進と都市機能施設の誘導

・公園・緑地、広場等の整備

《主な個別事業:都市公園事業(前橋総合運動公園(拡張))》

・道路施設、公園施設、公営住宅の長寿命化

・水害予防対策の推進

《主な施策の推進方針:災害危険区域の周知(ハザードマップ配布)》

・河川管理施設の長寿命化(準用河川)

・土砂等地盤災害予防対策の推進

《主な施策の推進方針:造成宅地の災害対策、宅地防災対策》

・大雪時における除雪体制の確保

・緊急情報等の情報収集・発信体制の確保

《主な施策の推進方針:情報発信・伝達体制の充実》

・災害活動体制の整備

《主な施策の推進方針:大規模災害時業務の整備》

・防災備蓄の充実

《主な施策の推進方針:自助・共助・公助による備蓄の確保》

・消防救急体制の充実・強化

・消防施設・装備の充実強化

・消防団の機能強化



・指定緊急避難場所・指定避難所等の整備

《主な施策の推進方針:避難所等の選定・整備、避難所等の充実》

・教育施設の長寿命化対策

・避難収容及び避難所運営体制の整備

《主な施策の推進方針:避難所運営体制確保、関係団体連携促進》

・業務継続体制の確保

《主な施策の推進方針:市役所全体における業務継続性の確保》

・市有施設の長寿命化対策

・大規模災害における広域連携

《主な施策の推進方針:災害時相互応援体制の確保》

・再生可能エネルギーなど分散型電源の導入促進

・水道施設の老朽化対策

・事業継続計画(下水道)の整備

・汚水処理施設の老朽化対策

・事業継続計画(下水道)の整備

・農業集落排水施設の老朽化対策

・安全・安心で円滑な道路環境整備の推進

・林道の整備

・公共交通網の整備

・ため池の防災減災対策

・有害物質の拡散・流出防止対策

・災害廃棄物処理対策の推進

《主な個別事業:災害廃棄物処理に関する連携体制の強化》



○施策の重点化

・限られた資源を効率的・効果的に活用するため、重点的に取り組む施策を明確にしました。
・重点化施策は、総合計画における重点事業を選定したほか、ハード対策とソフト対策の組み合わせに配慮し、以下の19施策としました。

教育・人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防対策の推進 ・防災啓発・防災教育の推進 ・防災訓練の充実 ・地域防災力の向上
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の整備
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の担い手の確保・育成
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策 ・都市基盤整備の推進と都市機能施設の誘導 ・災害活動体制の整備 ・消防施設・装備の充実強化 ・消防団の機能強化 ・避難収容及び避難所運営体制の整備 ・業務継続体制の確保 ・市有施設の長寿命化対策 ・再生可能エネルギーなど分散型電源の導入促進 ・水道施設の老朽化対策 ・汚水処理施設の老朽化対策 ・安全・安心で円滑な道路環境整備の推進 ・公共交通網の整備

○計画の推進と進行管理

○分野別計画等の見直し

・各分野別計画等は、本計画の内容を踏まえ、必要に応じた改訂や内容の修正を行います。

○施策の推進と進行管理

・計画の実行性を確保し、施策の進捗状況を把握するため、計画の進行管理は毎年度行います。
・結果を踏まえた見直し及び改善を行い、必要に応じて計画を見直すことでPDCAサイクルを確立します。
・国基本計画の改訂等による大幅な見直しが必要なときは、中長期的な視点をもった計画の改訂を行います。
・計画の推進と進行管理は、全庁的な体制により行います。

○重要業績指標の設定

・施策の進捗率や効果を把握するための重要業績指標を設定しました。
・指標は、毎年度の進行管理を踏まえて目標値を更新するなど、必要に応じて見直します。
・指標を設定しない施策に関しても、事業実績を具体的に確認し、その結果を公表します。

《主な指標》

・年間空き家解消実績数(建築住宅課)	⇒	目標値【150件(R8年度)】
・高齢者家庭等住宅用火災警報器取付支援(予防課)	⇒	目標値【50件(R8年度)】
・要配慮者利用施設における避難確保計画作成済の割合(防災危機管理課)		(水防関係)(土砂災害防止法関係) ⇒ 目標値【各100%(R8年度)】
・出前講座(防災関係)の年間実施数(防災危機管理課)	⇒	目標値【45回(R8年度)】
・消防団員確保(消防局総務課)	⇒	目標値【1,160人(R11年度)】
・学校トイレの洋式化率(教育施設課)	⇒	目標値【80%(R10年度)】
・重要給水施設配水管路の耐震適合率(水道整備課)	⇒	目標値【82.0%(R11年度)】
・緊急度・重要度の高い重要な幹線の耐震化率(下水道整備課)	⇒	目標値【95.5%(R9年度)】
・対策優先度の高い防災重点ため池の豪雨対策着手率(農村整備課)	⇒	目標値【100%(R12年度)】
・堰の整備補修工事(農村整備課)	⇒	目標値【100%(R24年度)】
・自主防災会の活動率(防災危機管理課)	⇒	目標値【79%(R9年度)】